

制限付き一般競争入札執行公告について

宍粟市長 福 元 晶 三

制限付き一般競争入札執行公告書

下記により制限付き一般競争入札を執行しますから、宍粟市契約規則、入札に関する必要な事項、別添仕様書等を承知の上、応募されるよう公告します。

発注番号		宍市生売第070003号	
1	件名	令和7年度第2期資源物売却（1）	
2	買受場所	仕様書による	
3	契約期間	令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	
4	入札参加資格	地域・区分	宍粟市内に本社又は本店を有する法人
		登録業種	資源物売却
		ランク 許可等 その他要件	・ 入札参加登録業種のうち資源物売却A-1 古紙類・2 布類に登録している者 ・ 宍粟市内の自社買受施設で履行ができる者
5	契約条項等を示す場所	市民生活部生活衛生課	
6	入札方法	簡易書留郵便、又は持参 （郵送の場合、普通郵便は認められません。） ※封筒（任意様式、長形3号程度）の表側に、指定の様式を ノリ付けし、入札書を封入すること。	
7	入札書の提出期限及び 提出先	令和7年9月29日（月）午後1時必着 （※提出期限までに入札書の提出がない場合は、無効とします。） 市民生活部生活衛生課	
8	開札日時	令和7年9月29日（月）午後4時 ※開札状況により前後する場合があります。	
9	開札場所	宍粟市役所5階 504会議室 ※開札の様子はご自由に観覧いただけます。	
10	現場説明会	なし	
11	入札保証金	免除	
12	契約保証金	なし	
13	最低制限価格制度	なし	
14	無効となる入札	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する 条件に違反した入札	
15	入札に関する条件	別紙記載のとおり	
16	契約書	市が定めた契約書による。	
17	議会の議決	別紙記載のとおり	
18	入札に関する質疑回答	期限	公告の日から令和7年9月22日（月）午後1時00分まで（厳守）
		提出先	市民生活部生活衛生課 FAX（0790）63-3063
		質疑	※指定の用紙により、FAX送信にて質問すること。 ※FAX送信した旨を提出先まで必ず電話連絡すること。 市民生活部生活衛生課 FAX（0790）63-3063 ※期日を過ぎたものや電話による質問は受け付けません。
		回答	令和7年9月24日（水）午後1時00分以降、宍粟市ホームページに掲載
19	その他	各項目の条件等については仕様書を参照すること。	

- ・ 開札結果については、落札者決定後、落札者名及び落札金額並びに入札参加者名及び入札参加者全員の応札金額についても公表いたします。
- ・ 開札結果については、宍粟市ホームページでお知らせします。
- ・ 封筒様式は、「宍粟市ホームページ」⇒「生活衛生課」⇒「担当情報」⇒「資源物売却に係る入札」⇒「入札公告」で確認できます。
- ・ 詳細については仕様書を確認してください。

【入札に参加する者に必要な資格】

- 1 資源物売却業者登録名簿に登録されていること。
- 2 穴栗市の入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- 3 穴栗市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 4 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。
- 5 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 6 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法に基づくものを含む。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）

【入札に関する条件】

- 1 入札書が所定の場所に所定の日時までに到着していること。
- 2 入札保証金を納付すべき場合において、所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。（提出なき場合は、入札参加不可。「失格扱い」）
- 3 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- 4 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。また、その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- 5 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
- 6 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とすること。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の10分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときはこの限りでない。
- 7 入札書に記載された金額が訂正されていないこと。
- 8 会場での直接入札において代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- 9 入札の執行回数は1回を限度とし、落札者がいない場合は入札不調とし入札を打ち切ります。ただし、事情により、ただちに再度の入札をする場合があります。

【入札に関しての注意事項】

- 1 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしきも市民の信頼を失うことのないよう努めること。
- 2 不正、その他の理由により、競争の実益がないと認めるときは入札を取り消す事がある。また天災地変等やむを得ない理由が生じた時は、入札の執行を中止することがある。
- 3 入札書に記載する金額は、アラビア数字で表示すること。
- 4 入札書（封書）を提出した後においては、入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

【落札者の決定方法】

- 1 各買取品目の入札額に、売却見込み量を乗じた額の合計額の最高者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなかったことがある。
- 2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、後刻（会場での直接入札の場合は直ちに）、当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

【議会の議決】

- 1 予定価格2千万円以上の動産（物品）の売買契約については、議会の議決を要するため落札後仮契約を締結し、議決を経た後に本契約を締結する。

【契約の締結】

- 1 落札者は、落札決定の日（議会の議決に付すべき契約については、議決の日。以下「落札決定の日」という。）の翌日から起算して7日以内（穴栗市の休日を定める条例（平成17年穴栗市条例第2号）第1条第1項各号に規定する市の休日を除く。以下同じ。）に契約書（又は請書）及び穴栗市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に定める誓約書、役員調書及び照会承諾書を提出すること。また、下請契約を締結する場合は、その都度下請業者から誓約書、役員調書及び照会承諾書を徴収し提出すること。
- 2 契約金額が1件1千万円以上の場合には、1に定める書類とともに商業登記簿謄本（契約締結の予定の日から3ヶ月以内のもので、現在の役員等に変更がないもの。写し可）を提出すること。また、下請契約についても同様の取扱いとする。
- 3 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限に該当した場合又は参加制限及び指名停止を受けた場合若しくは要綱第5条に該当する場合には、契約（仮契約締結後であっても、本契約）を締結しない。
- 4 入札に関し公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、契約を締結しない。また、契約締結後であっても公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、契約を解除することがある。
- 5 契約締結後、要綱第5条に該当することが判明した場合には、契約を解除し違約金を徴収する。

【その他】

- 1 落札者又はその下請業者が、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出等並びに発注者への報告を怠ったときは、指名停止の対象となる。